

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公開番号】特開2010-99516(P2010-99516A)

【公開日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2010-24937(P2010-24937)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月9日(2010.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機であって、

遊技者に相対するように配置されるとともに画像を表示可能な表示手段を備え、

前記表示手段は、画像を表示可能な領域である表示領域と、前記表示領域の周囲に形成された領域であって画像を表示することができない非表示領域を成す周縁部と、が形成された液晶表示器を有し、

前記液晶表示器の前記表示領域には、前記遊技機における遊技の進行に伴って画像が表示され、

前記表示手段は、前記液晶表示器とは別に設けられるとともに、前記遊技機における遊技の進行に伴って画像を表示可能な表示器であるドット表示器であって、前記液晶表示器の前記周縁部の遊技者側に当該ドット表示器の周縁部が重なるように配置されたドット表示器であり、発光素子の配列によって形成される表示領域に画像を表示するドット表示器を含む、

遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記液晶表示器の前記表示領域には、図柄の変動と停止による演出が、前記遊技機における遊技の進行に伴って表示され得る、

遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の遊技機であって、

前記ドット表示器には、文字による情報が、前記遊技機における遊技の進行に伴って表示され得る、

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 7

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0027】**

このように、入賞口の開口を誘導釘列の傾斜方向と同じ向き（平行）に形成することで、その開口に至るまでの球通路を誘導釘列と平行に配置することが可能となる。したがって、盤面上では誘導釘列に沿って道釘を配置することが可能となり、それだけ誘導釘列を入賞口に近接させることができるので、このため従来、入賞口の上方に道釘の配置スペースとして確保しなければならなかった空間が不要となり、この部分を埋めるようにして誘導釘列の位置を引き下げる所以である。

なお、解決手段としては、以下の構成を採用してもよい。

遊技機であって、

遊技者に相対するように配置されるとともに画像を表示可能な表示手段を備え、

前記表示手段は、画像を表示可能な領域である表示領域と、前記表示領域の周囲に形成された領域であって画像を表示することができない非表示領域を成す周縁部と、が形成された液晶表示器を有し、

前記液晶表示器の前記表示領域には、前記遊技機における遊技の進行に伴って画像が表示され、

前記表示手段は、前記液晶表示器とは別に設けられるとともに、前記遊技機における遊技の進行に伴って画像を表示可能な表示器であるドット表示器であって、前記液晶表示器の前記周縁部の遊技者側に当該ドット表示器の周縁部が重なるように配置されたドット表示器であり、発光素子の配列によって形成される表示領域に画像を表示するドット表示器を含む、

遊技機。